

最近、YouTubeなどの動画配信サイトで、刑事裁判に関するニュースを視聴すると、必ずといって良いほど、わが国の刑事司法に対する批判コメントを目にする。これらの内容はさまざまであるが、とりわけ集中的に批判されるのが裁判官の量刑である。すなわち、刑事裁判に関するニュースでは、被告人に対し裁判官が言い渡す「刑が軽い」ないし「もっと重い刑を科すべきだ」というような視聴者のコメントが相当数存在している。また、このような批判は、動画配信サイト以外の各種SNSでも往々にしてみられるため、社会全体がわが国の刑事司法に対し、懐疑的・批判的な目を向けているのではないかと思料する。

さらに、特に近時では、このような刑の軽重に関する批判から飛躍し、「犯罪者に軽い刑を科す裁判官を辞めさせるべき」とか、「このような裁判官を採用する日本の裁判所はおかしい」といった過激な言説も多く唱えられている。

それでは、このような批判は妥当なものといえるのだろうか。

ここで注目したいのは、「刑の重さは何で決まるのか」という点である。先述のとおり、近時の裁判官の量刑に対する批判は、さも裁判官本人にあらゆる刑を科することができる権限があり、その裁量の中で「軽い刑」を選択したものとして、これを非難している場合が多い。

しかし、実は刑の軽重の振れ幅は、裁判官ではなく、彼ら・彼女らが指針とする法律によってすでに大枠が決定されている場合がほとんどなのである。刑事事件の場合、その指針となる法律は「刑法」という法律であり、同法によって裁判官は、犯罪者に刑罰を科すのである。したがって、刑の軽重を理解するためには、まず、その指針となる刑法の基本的原理・理論を理解しなければならず、これをすることなく展開される批判には無意味の感さえある。

本書は、「刑の重さは何で決まるのか」と銘打ちながらも、その内容は量刑論に終始することなく、その根底にある刑法理論を私たちにわかりやすく説明してくれる。本書も指摘するとおり、犯罪者に刑を科すために進む道は、「長く曲がりくねった道」なのである。

凶悪な事件の報道に接し、加害者に対する刑罰を先制させ、目先の結論から裁判官の量刑を批判することは結構であるが、それが根本的な解決につながらないことは自らが知るところであろう。先述の批判に一度でも共感したことのあるみなさまは、是非本書を手に取って、刑事事件に関する現実問題に自らの考えを醸成してみてほしい。あなたが本書を手に取るとき、本書はきっとあなたに知恵を授けてくれることだろう。

また、近年は厳罰化を目的とする刑事立法活動や裁判員裁判など私たち国民が参画する場面も増えている。このような中に、自分自身の考えを帰属させることにも十分な意義があろう。

審査委員による講評

法学部准教授 甲斐 朋香

言い回しに生硬な部分は散見されるものの、SNSなどで展開される論調に安易に与せず、個々の事象の背後にある制度や基本的な原理・理論にも眼を向けようとする評者の冷静かつ真摯なまなざしが共感を呼びました。